

米国特許法第112条「記述要件」関連判例と 当業者の認識について

国際第1委員会*

抄 録 米国では、明細書の記載に比べて広いクレームに対し「記述要件」違反による特許無効を主張できる場合がある。これはEli Lilly事件¹⁾で導入された法解釈であり、いまだ異論はあるものの、特許の有効性を争う重要な争点になっている。同事件以前は、優先権を享受できるか否かを争うことにより、間接的に特許の有効性が争われてきた。本稿では、両争点に対する裁判所の判断を具体的な判例に基づいて比較検討し、記述要件の判断の基礎となる当業者の認識という観点から、明細書の記載や当該技術の予測性・成熟度等との関係について考察を行った。

目 次

1. はじめに
2. 記述要件について
 2. 1 記述要件の概要
 2. 2 記述要件の歴史的背景
3. 主要判例の紹介
 3. 1 優先権問題に係る判例
 3. 2 有効性問題に係る判例
4. 考 察
 4. 1 優先権問題の動向
 4. 2 有効性問題の動向
 4. 3 明細書の記載と当業者が認識する発明の範囲
 4. 4 当業者の認識と技術分野
 4. 5 記述要件と実施可能要件との差異
5. おわりに

が争われる場合に適用されてきたが、近年、特許の有効性を直接争う場合に適用され、その適用範囲に大きな変化が見られた。

本稿では、この変化の契機となったEli Lilly事件以降の記述要件をめぐる主要判例を「優先権問題」と「有効性問題」に分けて比較検討し、記述要件認定の差異に関する問題について、当業者の認識という観点から考察を行った。

なお、本稿は、2005年度国際第1委員会第3 WGメンバーである、梅原一彦（リーダー、日本ガイシ）、奥村寛（カシオ計算機）、片岡一也（ダイセル化学工業）、楠見敏則（富士写真フイルム）、中田健彦（神戸製鋼所）、林茂郎（住友電気工業）、藤沢博（カネカ）、森中啓三（三菱ウェルファーマ）、森 哲（副委員長、旭硝子）が担当した。

1. はじめに

米国特許出願における記述要件（written description requirement）とは、特許法の目的である科学・技術の発展促進のために、特許期間中の排他的独占権との引き換えとして明細書に十分な発明内容の記述を要求するものである。同要件は、新規事項の追加の有無や遡及効

2. 記述要件について

2. 1 記述要件の概要

米国特許法第112条第1パラグラフは、明細書に関する規定であり、記述要件、実施可能要

* 2005年度 The First International Affairs Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

件 (enablement requirement), およびベスト・モード要件の3つの独立した要件を含むものとして解釈されている。

このうち、記述要件は3つの要件の中で最後に確立した要件である。この記述要件と実施可能要件とはしばしば混同されるが、実施可能要件が、明細書の記載に基づき当業者がクレーム発明を製造し利用できることを要求するものとして解釈されているのに対し、記述要件は、出願時に発明を所持 (possession) していたことを公に示す機能を、明細書が果たしていることを要求するものと解釈され、実施可能要件とは異なる独立した要件として区別されている。

この記述要件は、いくつかの異なる問題に適用される。まず、記述要件は、新規事項 (new matter) を追加したクレームに対する拒絶理由として適用される。即ち、補正あるいは追加されたクレームに記載された発明が、出願時に所持されていたか否かを判断し、所持されていないと判断された場合には、記述要件違反との理由で補正あるいは追加されたクレームは拒絶される。

同様の基準で、優先権主張を伴う特許出願あるいは登録特許において、優先権の基礎となる明細書が優先権を主張した発明に対し、記述要件を満たしているか否かが考慮される。この場合は、優先権を主張する出願でクレームされた発明が、優先権の元となる基礎出願の明細書の記述から、基礎出願の時点で所持されていたかどうかと問われる。記述要件を満たしていないと判断されると優先権は認められない。本稿ではこれを「優先権問題」という。

新規事項の追加という問題を離れて、出願時点でクレームされていた発明がそもそも出願時に所持されていたか否かが判断される場合がある。この場合、補正あるいは追加されたクレームのみならず、当初クレームも対象となり、記述要件を満たしていないと判断された場合に

は、そのクレームは無効となる。本稿ではこれを「有効性問題」という。

記述要件のこれらの適用に至るまでには、いくつかの大きな歴史的な変遷があるので、記述要件をめぐる歴史的な背景について次節で簡単に触れることにする。

2. 2 記述要件の歴史的背景

「written description」という用語がはじめて米国特許法において使用されたのは、1793年の特許法においてである。しかし、この時点の特許法は、クレームを要求しておらず、また、「written description」は、発明をそれ以前のものから差別化できることで十分であるとされていた。

その後、1822年のEvans事件²⁾において、連邦最高裁判所は、「description」の用語に対し、発明を実施可能とする機能と、発明の所持を公に示す公示機能を要求した。しかし、この判決では、記述要件と実施可能要件とは明確に区別されなかった。

記述要件と実施可能要件が明確に区別されたのは、1967年のIn re Ruschig事件³⁾においてである。ここでは、記述要件に基づいて出願日の遡及について判断されている。このIn re Ruschig事件後、新規事項の追加を禁止した特許法132条の規定とこの記述要件が重複することになり混乱を招いたが、In re Rasmussen事件⁴⁾において、補正・追加クレームに対する拒絶は、132条ではなく112条第1パラグラフに基づいてなされるべきであるとした。一方、クレームに影響を及ぼさない補正による新規事項の追加に関しては、132条が適用される。

記述要件は、In re Ruschig事件以降、クレームにおける新規事項の禁止および優先日への遡及効の判断に対してのみ適用されていたが、1997年のEli Lilly事件において初めて、「有効性問題」、即ち当初明細書のクレームにより限

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

定された発明が当初明細書によりサポートされているか否かの判断に適用された。この判決以降、記述要件に基づいて直接特許の有効性が争われることとなった。

3. 主要判例の紹介

本章では、記述要件について判断された最近の代表的なCAFC判決を「優先権問題に係わる判例」と「有効性問題に係る判例」に分けて紹介する。

3. 1 優先権問題に係る判例

3. 1. 1 記述要件を満たすとされた事例

(1) Lampi事件⁵⁾ (2000年9月28日判決)

[要点]

原出願に1つの実施例しか開示されていなくとも、明細書からその1つの実施例に拘束されないことを当業者が認識できるならば、開示されていない他の態様を含む広いクレームに対する記述要件が満たされ、優先権を享受できると判断された。

[事件の概要]

Lampi社は、American Power Product社(A社)の販売する小型蛍光灯が特許5,169,227('227特許)を侵害するとして提訴した。'227特許は同一形状の2つのシェルでハウジングを構成する蛍光灯のみを実施例とする原出願からの継続出願である。A社は、'227特許のクレームが非同一形状の2つのシェルを含むと広く解釈されるならば、原出願の狭い開示は'227特許の記述要件を満たさず、優先権を享受できないと主張した。

CAFCはA社の主張を退け、明細書の記述から2つのシェル形状が「同一」であることが発明の重要部分でないことを当業者が認識できるので、記述要件を満たすと判断した。

(2) Cooper事件⁶⁾ (2002年5月14日判決)

[要点]

米国出願のクレームの要件が、欧州原出願の明細書中に文言として明記されていなくとも、その図面に当業者が理解できる程度に開示されていれば、記述要件は満たされ、優先権を享受できると判断された。

[事件の概要]

Cooper社は、海底油田の海上部分構造に関する特許6,039,119('119特許)を侵害するとしてKvaerner社を提訴した。'119特許は欧州出願を基礎とする米国出願であり、クレームに構成要素の順番に関する要件が追加されていた。地裁は、追加された要件が原出願に記述されておらず記述要件を満たさないと判断したが、CAFCは追加された要件が原出願の図面に開示されていたことに依拠し、「図面を見た当業者が、発明者がそれを発明していたと理解できるなら、図面での開示でも記述要件を満たす」と判断した。

3. 1. 2 記述要件を満たさないとされた事例

(1) Noelle事件⁷⁾ (2004年1月20日判決)

[要点]

特定生物種の抗体の構造を原出願に開示しただけでは、継続出願における他の生物種の抗体は予測できず、記述要件を満たさないため、優先権を享受できないと判断された。

[事件の概要]

Noelle氏(N氏)は、抗原と結合してアレルギー症状を抑制する抗体の特許出願を基に継続出願を行った。継続出願のクレームは、①生物種を特定しない抗体、②ヒト抗体、③マウス抗体に係るものであったが、同時期に他者のヒト抗体特許が成立したため、抵触審査が行われた。特許商標庁は、原出願にマウス抗体の分子構造が記述されており、N氏はその出願日に③の発明を完成していたと認める一方、①、②について

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ては記述要件を満たさないと判断した。

CAFCは、原出願はマウス以外の生物種の「抗原」の構造も「抗体」の構造も開示しておらず、当業者は①、②が出願人の発明と認識できないので、これらは記述要件を満たさないとして、特許商標庁の判断を支持した。

(2) Curtis事件⁸⁾ (2004年1月6日判決)

[要点]

親出願に具体的な上位概念の記述がなく、その下位概念の開示のみでは当業者が後出願の包括発明の特性を予測できないので、親出願の優先権を享受できないと判断された。

[事件の概要]

Curtis氏(C氏)はコーティング付きデンタルフロスに関して出願を行い、一部継続出願の後、2度目の一部継続出願によって特許5,209,251('251特許)を取得した。'251特許の明細書には、親出願(最初の一部継続出願)に記述のないコーティングの上位概念についても言及されていた。C氏は'251特許に上位概念のクレームを追加して再発行出願を行ったが、特許商標庁は追加されたクレームは親出願に十分サポートされていないとして、優先権の享受を認めず、親出願に対応する欧州公報を公知資料に引用して再発行出願を拒絶した。

CAFCは、個々の下位概念に共通の特徴を記載しているだけでは、当業者が上位概念の発明をなし得ない場合があり、親出願の記述では不十分として、特許商標庁の判断を支持した。

(3) Wako事件⁹⁾ (2001年2月1日判決)

[要点]

特定の選択肢からなる下位概念に限定したクレームであっても、原出願にその特定の選択肢を選ぶ具体的な根拠を当業者が認識できないと優先権を享受できないと判断された。

[事件の概要]

半導体製造用の材料に関する特許5,216,135が、再審査において102(e)条ほかに基づき拒絶され、Wako社(W社)はその特許商標庁の判断を不服として控訴した。W社は、米国出願のクレームは先の日本出願の優先権を享受できるので、審査官の引用した文献は102(e)条の先行技術にあたらないと主張した。

CAFCは、部分集合体を限定した米国出願の狭いクレームに対して、広いカテゴリーのみを開示した日本出願が記述要件を満たすためには、他の選択肢ではなく発明者が選んだ特定の選択肢を選ぶ手引きを明細書に開示しなければならないとし、W社の日本出願の明細書はその記述を欠くとして、特許商標庁の判断を支持した。

3. 2 有効性問題に係る判例

3. 2. 1 記述要件を満たすとされた事例

(1) Enzo事件¹⁰⁾ (2002年7月15日判決)

[要点]

明細書に核酸プローブの配列が記載されていなくても、生物試料の寄託により記述要件が満たされると判断された。

[事件の概要]

淋病に関連するバクテリアの遺伝子試料に、選択的にハイブリダイズする核酸プローブに関する特許4,900,659('659特許)を保有するEnzo Biochem社は、Gen-Probe社が'659特許を侵害するとして提訴した。地裁は'659特許のクレームに対して'659特許の明細書の記載を検討し、記述要件を満たさず特許は無効であるとした。

CAFCでは、核酸プローブのDNA配列を組込んだ大腸菌の寄託が記述要件を充足するかが争われた。CAFCは寄託資料に関する適切な情報を明細書に記載することにより、当業者は発明を認識できるので、'659特許は記述要件を満たすと判断した。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(2) Fisher-Price事件¹¹⁾ (2004年8月16日判決)

[要点]

当初クレーム中の限定を削除する補正により拡張されたクレームが、記述要件を満たすと判断された。

[事件の概要]

天蓋付き折り畳みベッド/幼児シートに関する特許6,274,755 ('755特許)を保有するFisher-Price社は、Safety 1st社(S社)が'755特許を侵害するとして提訴した。

'755特許の当初クレームには、かご型ベッドのハーネスをシート後面に固定する限定があったが、この限定は審査段階で削除された。S社はGentry Gallery事件¹²⁾(後述)を引用して「クレームは、当初明細書が意図する範囲外まで拡張されており、記述要件を満たさない」と主張した。CAFCは、シート後面への固定が本発明の本質的な要件とはいえ、当業者が発明を認識できないとの立証がなされていないとして、記載要件を満たすとした地裁の判断を支持した。

(3) Capon事件¹³⁾ (2005年8月12日判決)

[要点]

公知のDNAセグメントの新規な組合せの発明について、改めて全DNAセグメントを記載しなくても記述要件を満たされると判断された。

[事件の概要]

「受容体関連シグナル変換系のためのキメラ遺伝子」に関するCapon氏の特許6,407,221 ('221特許)に関する抵触審査において、特許商標庁は'221特許のクレームに対して'221特許の明細書の記載を検討した結果、記述要件を満たさず特許は無効であるとした。

CAFCは、'221特許の明細書がキメラ遺伝子を完全に(構造、形態、化学名称、物理特性などで)記述していなくても、記述要件に違反するとはいえないと判断した。'221特許の発明は

「公知のDNAセグメントの新規な組合せ」であり、改めて各DNAセグメントの構造を記載しなくても、当業者は容易にその構造を知ることが出来るとした。

3. 2. 2 記述要件を満たさないとされた事例

(1) Eli Lilly事件 (1997年7月22日判決)

[要点]

たんぱく質の分子構造が開示されてもDNA構造は一義的には決まらないとして、記述要件違反で特許が無効と判断された。

[事件の概要]

University of California (C大学)は、インシュリンを符号化するDNAに関する特許を保有していた。C大学は、この特許権を侵害しているとしてEli Lilly and Companyを提訴した。

地裁は明細書の記載を検討した結果、記述要件を満たさないので無効であると判断した。

争点は、ヒトのインシュリンを符号化するDNAが開示されていたかどうかである。本特許の実施例では、ラットインシュリンを符号化するDNAが単離され、ラットのDNA構造が開示されていた。また明細書には、ヒトのDNA構造の開示はないが、一般的なDNA単離手法と、ヒトDNAを設計図として製造されるヒトインシュリンの分子構造が開示されていた。

CAFCは、本発明においてヒトインシュリンの分子構造が開示されていても、それを生成するようなDNAの構造は一義的には決まらず、明細書がヒトDNAを開示しているとはいえないとした。本事件では、当業者がヒトDNAを発明と認識できる記載が不十分として地裁の判断を支持し、特許は無効と判断した。

(2) Gentry Gallery事件 (1998年1月27日判決)

[要点]

コントローラの位置を限定しないソファのクレームが、記述要件違反であると判断された。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

[事件の概要]

Gentry Gallery社（G社）は一對のリクライニングシートが同じ方向を向き、その2つのシートの間、コントローラの付いたコンソールを備えるソファに関する特許を保有していた。G社はBerkline社（B社）を特許侵害で地裁に提訴したが、地裁はB社の非侵害、および特許有効の略式判決を下した。

CAFCは、侵害問題に関しては非侵害とする地裁の判決を支持したが、有効性の問題については地裁の判決を一部取り消した。即ち、G社特許の明細書は、コントローラをコンソールに配置したソファしか開示しておらず、コンソール以外に配置することは発明の目的を逸脱するので、コントローラ的位置を限定しないクレームを、当業者は明細書の記述から発明と認識できないとして、記述要件違反のため無効とした。

(3) Rochester事件¹⁴⁾ (2004年2月13日判決)

[要点]

薬効のある化合物を特定する方法は記載されていたが、その方法で得られる具体的な化合物が開示されていなかったため、その方法で特定される化合物の使用に関する特許は記述要件違反で無効と判断された。

[事件の概要]

Rochester大学（R大学）は、副作用の少ない非ステロイド系抗炎症剤の選別検査方法を開発し、その方法で選択される化合物を使用する治療方法に関する特許を得た。R大学は、製薬会社を特許侵害で提訴したが、地裁は、特許が記述要件および実施可能要件を満たしていないとして、特許無効の略式判決を下した。

CAFCは、作用すべき酵素の構造が開示されていても、具体的にどの化合物にその効果があるのかについては、当業者にとって理解不能であり、化合物の構造の記載がなければ記述要件違反であるとして地裁判決を支持した。また、

化合物の製造方法や使用方法のみを開示し、化合物の構造を特定していない場合、実施可能要件は満たすが、記述要件は満たさないと判示した。

R大学は、記述要件の有効性判断への適用は、DNA関連発明に限るべきであると主張したが、CAFCは発明の種類によって適用を変えるべきではないとした。

4. 考 察

記述要件は、発明者が出願時に発明を所持していたことを明細書が公に示すことを要求するが、発明が所持されているかどうかを判断する基準は当業者の認識である。この問題は、「優先権問題」および「有効性問題」のどちらの判決にも関係するものである。ここでは、これらの問題の動向を簡単に述べ、当業者の認識の観点から両問題を考察する。

4.1 優先権問題の動向

「優先権問題」に関する判例では、先例と矛盾する判例はなく、従来通りの判断が行われていると考えられる。クレームが明細書に言葉通りサポートされていなくても、当業者が明細書の記載から認識できれば、記述要件を満足するとの判例が蓄積されている。

4.2 有効性問題の動向

Eli Lilly 事件およびEnzo事件は、「有効性問題」に関する代表的な判例であるが、CAFCの判事の間で記述要件を特許の有効性に対して適用することに賛否が分かれている。

例えば、Enzo事件では、CAFCが大法廷での審理を行わないと決めたが、それに対して賛成・反対の立場から判事が意見を述べている^{15), 16)}。Rader判事は反対意見において、記述要件の誤った適用は実施可能要件よりもはるかに多くの開示を要求すると批判している。一方、Newman

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

判事は賛成意見において、発明の記載は優先権の立証のみを目的とするものでなく、クレームに含まれる発明は、実施可能であるばかりでなく十分に記述されていることが必要であるとしている。この事件では、Rader, Gajarsa, Linnの各判事は、記述要件と実施可能要件は区別がつかないとする立場をとり、記述要件の厳格な適用に異議を唱えた。一方、多数の判事は、記述要件と実施可能要件は区別され、たとえば実施可能要件を満足しても記述要件が欠如していれば特許は無効であるとする立場である。

記述要件の「有効性問題」に対する多くの批判には、次節以降に述べる当業者の認識という観点から答えることが出来る。記述要件と実施可能要件については4.5節で述べる。

4.3 明細書の記載と当業者が認識する発明の範囲

「優先権問題」の判決であるLampi事件では、クレームを当業者が限定解釈する根拠が明細書にないために広いクレームが認められた。またCooper事件では、文言記載がなくとも図面が当業者に理解できる程度に開示されていたため記述要件を満たすとされた。一方、Wako事件では、特定の選択肢からなる下位概念に限定したクレームであっても、原出願にその特定の選択肢を選ぶ具体的な根拠を当業者が認識できなければ記述要件を満たさないと判断された。

「有効性問題」の判決であるGentry Gallery事件では、本質的な構成要件を当初クレームから除外したために、当初明細書の記載（背景技術、課題等）よりもクレームが拡張されたと当業者が認識した結果、当初明細書では、発明者が発明を所有していたと認められないためにクレームは記述要件を満たさないと判断された。Fisher-Price事件では、削除した要件が本質的な要件と見なされなかったために、記載要件違反とはされなかった。

判決において、当業者が認識できる範囲は事件毎に異なるが、明細書の記載に基づき、当業者が合理的に認識できる範囲で権利範囲が解釈されているといえる。「優先権問題」と「有効性問題」との間で当業者の認識に関する判断に差異は見られない。

4.4 当業者の認識と技術分野

(1) 記述要件と技術との関係

記述要件は、技術分野に関係なく適用されるものである。Rochester事件では、記述要件は、DNA関連の発明であろうが、化合物の発明であろうが、すべての種類の発明に適用されると判示された。一方、Eli Lilly事件では、DNAは十分な記載として、構造、化学式、化学名、あるいは物理的性質の正確な定義を要求するとして、技術に特有の規則（要件）を作り出したとMoba事件¹⁷⁾において指摘されている。

主要判例の分析から、当業者の認識を基準とした記述要件は当該技術の水準（技術の種類、技術の成熟度、予測性、特殊性等）により、影響を受けている傾向が認められる。従って、記述要件の「有効性問題」への適用が作り出したといわれる特定の技術に対する特有の規則や要件は、当業者の当該技術に対する認識の基準を示すものに過ぎないといえる。以下では、さらに明細書の記載の程度と関連性の高い、技術の予測性や成熟度に焦点をおいて考察する。

(2) 技術の予測性

機械・電気系の発明では、作用効果がある程度予測できるが、化学系等の発明では、作用効果を予測することは困難な場合がある。過度の実験（undue experimentation）を伴わなくとも、発明内容が予測できる度合いをここでは技術の予測性と呼ぶ。例えば、「優先権問題」の判例であるLampi事件やCooper事件は、予測しやすい技術に属する。Curtis事件では、予測

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

が難しい技術であるために、当業者が上位概念の発明をなし得ないとCAFCは判断した。一方、Wako事件では、当業者は基礎出願の上位概念の記述から特定の下位概念を予測できないとした。Noelle事件では、マウス抗体を前提にヒト抗体を合理的に単離する蓋然性がないために、マウス以外は予測できないと判示された。予測が困難な技術分野では、より詳細な記述が求められる。

(3) 技術の成熟度

技術に関する知識の蓄積の程度をここでは技術の成熟度と呼ぶ。技術の発展段階を、黎明期と成熟期に分類すると、黎明期では、技術が未完成なために当業者の認識は、幅が狭く、浅いものとなる。一方、成熟期では技術的蓄積が存在するために、当業者の認識は、幅広く、深いものとなり、文献引用等の手段が活用できる。

黎明期に属すると見られるEli Lilly事件(1977年出願)では、明細書の記述に厳しい開示要求が課されたが、成熟期に属すると見られるEnzo事件(1986年出願)では、特定の生物試料を明細書に記述することの困難性があることを認めた上で、この事件は記述要件を満たすとCAFCは判断した。同様にCapon事件(1995年出願)では、DNAの構造は公知であり、DNAを記載する必要はないと判断されている。

成熟度の低い技術分野では、より詳細な記述が求められるが、同じ技術分野でも成熟度が高まれば、求められる記述の詳細度は低くなるものと思われる。

4. 5 記述要件と実施可能要件との差異

記述要件に要求される記載は、発明として明確に認識できる記載であり、製造方法や使用方法といった実施可能要件を満たす記載とは異なる。Rochester事件では、化合物の製造方法や使用方法の開示は明細書にあるが、薬効を示す

化合物そのものの記載がないために、実施可能要件は満たすが記述要件は満たさないと判断された。

上記で述べた技術の予測性、技術の成熟度という要素は、実施可能要件で議論される過度の実験を判断する要素でもある。従って、記述要件は実施可能要件と密接な関係にある。

5. おわりに

本稿では、当業者の認識という観点から記述要件に関する判例の動向を概観した。「有効性問題」で指摘されている技術分野の相違による判断の相違は、技術の予測性や成熟度による当業者が認識しうる範囲の相違と捉え得ると考えられる。当業者が認識しうる範囲の判断は、「優先権問題」でも「有効性問題」でも差異はないものと考えられる。

記述要件違反に問われないためには、技術分野毎に当業者が認識しうる範囲を想定して明細書を作成する必要がある。包括クレームまで権利範囲を主張する場合は、それをサポートするに十分な概念の開示や実施例の記述が必要である。

本稿の記述要件をめぐる判例動向とその判断の基礎となる当業者の認識に関する検討が同要件に関する理解の一助になれば幸甚である。

判例一覧等

- 1) The Regents of the Univ. of California v. Eli Lilly and Co., 119 F.3d 1559 (Fed. Cir. 1997)
- 2) Evans v. Eaton, 20 U.S. 356 (1822)
- 3) In re Ruschig, 379 F.2d 990 (CCPA 1967)
- 4) In re Rasmussen, 650 F.2d 1212 (1981 CCPA)
- 5) Lampi Corp. v. American Power Products, Inc., 228 F.3d 1365 (Fed. Cir. 2000)
- 6) Cooper Cameron Corp. v. Kvaerner Oilfield Products, Inc., 291 F.3d 1317 (Fed. Cir. 2002)
- 7) Randolph J. Noelle v. Seth Lederman, 355 F.3d 1343 (Fed. Cir. 2004)
- 8) In re Curtis, 354 F.3d 1347 (Fed. Cir. 2004)

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 9) In re Wako Pure Chemical Industries, 4 Fed. Appx. 853 (Fed. Cir. 2001)
- 10) Enzo Biochem, Inc. v. Gen-Probe Inc., 323 F.3d 956 (Fed. Cir. 2002)
- 11) Fisher-Price, Inc. v. Safety 1st, Inc., 109 Fed. Appx. 387 (Fed. Cir. 2004)
- 12) The Gentry Gallery Inc. v. The Berklene Corp., 45 U.S.P.Q.2d 1498 (Fed. Cir. 1998)
- 13) Daniel J. Capon, v. Zelig Eshhar, v. Jon Dudas, 418 F.3d 1349 (Fed. Cir. 2005)
- 14) University of Rochester v. G.D. Searle & Co., Inc., 358 F.3d 916 (Fed. Cir. 2004)
- 15) 知財管理, Vol.53, No.12, 1877-1888, 2003
- 16) 特技懇, No.236, 91-99, 2005
- 17) Moba B.V. v. Diamond Automation Inc., 325 F.3d 1306 (Fed. Cir. 2003)

(原稿受領日 2006年3月20日)

